

# 宋代宰相考

——北宋前期の場合——

衣川 強

はじめに

一 系譜と淵源

二 昇進過程——その一——

三 昇進過程——その二——

おわりに

はじめに

宋代史を特徴づける現象の一つに士大夫官僚の形成がある。例えば、北宋では、慶曆の治や濮議や黨争などに、士大夫官僚の盛んな活躍が見られる。勿論、彼ら士大夫官僚の活躍する舞臺は華やかな政治の場だけとは限らない。學問・藝術など文化の方面は言うまでもなく、社會・經濟の

方面など廣い分野に及んでいる。このような士大夫官僚は、宋代における科擧制の盛行に伴って生れたと考えられる。彼らは、社會的には讀書人として知識階級を形成し、官界では科擧出身者として主流をなしていた。そして、この時代には、彼らが社會のあらゆる分野において無視し得ない勢力を持つようになったのである。

本稿では、このような宋代の士大夫官僚の政治史的・社會史的考察を進めようとする前段階として、北宋前期五朝の宰相を取り上げて、主として統計的分析を通して二三の問題を考察してみたい。時代を限定した理由は、このころが所謂近世の士大夫官僚の成立と形成の時期である爲に外ならない。また、今一つの理由として、新法黨・舊法黨の

争いが始まる前の時代であることが擧げられる。これは、宋代の史料は、新舊兩法黨の人達によって、自分達に有利になるよう書き改められることがたびたび有ったけれども、この黨争以前の時代については、比較的曲筆されることが少く、當時の模様をかなり有りのままに傳えていると考えられるからである。さらに、對象を宰相に限定した理由は、宰相こそ士大夫官僚の到達しうる最高の權威ある地位であった爲である。

なお、以下に述べる四十名の宰相は、宋史宰相表第一及び第二の宰相進拜加官及び罷免の條、皇宋十朝綱要卷第一至第七に見える太祖・太宗・眞宗・仁宗・英宗五朝の宰相の條、二十五史補編所收の清萬斯同撰になる宋大臣年表の同中書門下平章事の項を考え合せて決定した。<sup>①</sup>

### 一 系譜と淵源

北宋前期五朝の宰相は、再任・三任の場合でも一人として数えれば、ちょうど四十人になる。これらの宰相の父祖について、宋史列傳、東都事略、隆平集の他、神道碑や墓誌銘などの史料をあつめてまとめると第一表が出来る。以

下、この表によって考察を進めたい。

太祖朝で宰相であった者は六人いる。このうち沈義倫<sup>⑤</sup>は父祖の名が不明であり、趙普は名のみ知られ、魏仁浦は祖父・父共に仕官していなかった。要するにこの三人は、それまで官途に就かなかつたか、もしくは、人に知られたくない事情のあつた家柄の出身者で、當人達の時になつて、はじめて被支配者側からのしあがってきたものと考えられる。彼ら以外の三人の父祖はいずれも何らかの形で仕官していた。すなわち范質の父は五代の防禦判官であり、王溥の父は五代に郡の小吏から團練使出世した人であつた。この二人は父が唐末五代の混亂に乗じて頭角をあらわしてきた家柄の生れと言へる。残る一人薛居正のみは、祖父が唐の長史であり、父は五代の時に辟召されているから、すでに唐代から官途に就いていた家に生まれた。しかし、長史というのは必ずしも重要な官職ではなかつた。<sup>⑥</sup>

太宗朝で宰相であつた者は九人いる。そのうち沈義倫・宋琪・張齊賢の三人は父祖の名が全くわからず、別の一人趙普は名のみわかっている。父祖が唐朝權力と何らかの形で結びついていた者は四人で、その内容は、一人は長史、

第一表 宰相の父祖

Table listing the names, birthplaces, and family lineages of various Chinese officials, including names like 宰相姓名, 出身地, 父祖の名, 履歴・その他, 朝相就任, and 史料.

Table listing the names, birthplaces, and family lineages of other officials, including names like 宰相姓名, 出身地, 父祖の名, 履歴・その他, 朝相就任, and 史料.

宰相名・宰相就任の時間的順序に従って列記したものであるが、再任、三任の場合には最初の就任時による。出身地・宰相の宋史本傳の地名に依るが、史料に移住したと明記されている場合は移住後の地名を記す。

宰相就任時代…宰相がどの天子の時代に宰相になったかを記す。欄外の史料の段はそれぞれの宰相の宋史列傳、東都事略、臨平集の史料以外で、常人及びその一族に關する主なものを取上げた。

一人は呂宰、二人は縣の主簿であった。<sup>⑥</sup> 残る一人李昉は、父が五代後晉の時に工部郎中集賢殿直學士となり、祖父は名前だけわかっている。このことから、李昉の家柄は、五代の時から官途について擡頭して來たと考えられる。

眞宗朝で宰相となった者は十二人いる。そのうち父祖のわからない者が一人、父祖の名前だけわかっている者が一人いる。<sup>⑦</sup> 五代になって父祖がはじめて仕官したものは三人で、それぞれ縣令、王府記室參軍、吳越の節度推官であった。また父祖が唐朝と關係を持っていた宰相は五人いる。その内譯は、戸部尙書や丞相となった一族を父祖とする者が一人で、その他は、縣令一人、縣の主簿二人、鹽鐵巡官一人であった。この他に曾祖が唐末に武人になったという者が一人みられ、また、恐らく五代のことと思われるが、曾祖が縣令になったという者も一人いる。この二人のうち、曾祖が唐末の武人であったという者は、一應唐朝政權と關係があつた者のグループに入れて考え、縣令であつた者は、五代にはじめて仕官した者のグループに入れて考えることにしたい。

仁宗朝で宰相となつた者は二十三人いる。そのうち、父

祖のわからない者は一人、名前だけわかっている者は一人である。また、父祖が唐朝政權と關係のあつた者は九人を數える。これらの父祖は、御史中丞であつた者が二人、進士に合格して江西に任官した者が一人、唐末の節度使の幕下に在つた者が二人（このうち一人は掌書記であつた）、鹽鐵巡官であつた者が一人、縣の主簿であつた者が二人、唐末に范陽軍の武人になつた者が一人ということであつた。このほか、父祖が五代に初めて仕官した者は六人いた。このうち、中原五朝に仕えた者は二人で、それぞれ京兆少尹と史館修撰となつた。他の四人の父祖は、吳に仕えて江西の牙將となつた者一人、閩に仕えて建州刺史になつた者と泉州錄事參軍になつた者各一人、吳越に仕えて中吳軍節度推官になつた者一人がいた。父祖が宋朝になつて初めて官途に就いた者は六人を數え、これらの父祖は、それぞれ度支員外郎、參知政事、轉運使、國子博士、縣令、著作佐郎になつた。英宗朝の宰相は二人で、唐で御史中丞となつた父祖を持つ者が一人、五代間の泉州錄事參軍となつた父祖を持つ者が一人であつた。

右のような、太祖朝から英宗朝までの宰相の父祖に關す

第二表 宰相の父祖の出身状況

| 項 目                         | 太 祖   | 太 宗     | 眞 宗              | 仁 宗             | 英 宗  |
|-----------------------------|-------|---------|------------------|-----------------|------|
| 父 祖 不 明 者<br>(各朝宰相總數に對する比%) | 3(50) | 4(44.4) | (含馮拯)<br>2(16.6) | (含馮拯)<br>2(8.7) | 0(0) |
| 父祖の記録のある者                   | 3     | 5       | 10               | 21              | 2    |
| 父祖が唐代に官途につくなどした者            | 1     | 4       | 6                | 9               | 1    |
| 父祖が五代に官途につくなどした者            | 2     | 1       | 4                | 6               | 1    |
| 父祖が宋代に官途につくなどした者            | 0     | 0       | 0                | 6               | 0    |
| 計                           | 6     | 9       | 12               | 23              | 2    |

。宰相の数は各朝別に就任者を数えたので、例えば趙普は太祖朝にも太宗朝にも「一人」として数えてある。

る考察は、第二表のようにまとめることができ。さて、これらの考察によつて、次には五朝四十人の宰相を綜合して考えてみたい。この四十人の宰相のうち、その父祖が唐朝政權と結びつきがあったと考えられる者は十五人であるが、これについては、後に詳しく考えてみるこ

とにしたい。その父祖が五代に初めて仕官したり、五代の地方政權と結びつきを持っていたと考えられる者は十二人いる。このうち、華北中原五朝に仕官していた者は八人で、その内譯は防禦使一人、王府記室參軍一人、集賢殿直學士一人、防禦判官一人、縣令二人、史館修撰一人、京兆少尹一人であった。残る四人はその父祖が、それぞれ吳の牙將、閩の刺史、同じく閩の録事參軍、吳越の節度推官となつていた。父祖が宋代になって初めて官途に就いたと考えられる者は六人で、それぞれ參知政事、轉運使、國子博士、度支員外郎、著作佐郎、縣令に任命されている。このほか父祖の名前は史料に現われるが、仕官していなかったと考えられる者と、父祖についての記録が史料に見當らない者とは、併せて七人いる。このうち、當人が五代ですでに仕官して、そのまま宋朝へ流れ込んで來た者が四人、當人が宋朝で初めて官途に就いた者が三人であった。

さて、父祖が唐朝政權と何らかの關係を持っていたと考えられる十五人について考えてみたい。これらは、一樣に唐朝政權と關係を持っていたと言っても、嚴密に言えば、父祖が唐代に何かの官職やそれに類する一種の職務や資格

のようなものを有していたと史料に見える者を集めたにすぎない。このような父祖を持つ者が、さきの四十人の宰相のうち十五人を占めるのである。しかし、これを詳細に検討すれば、實際はそれ程ではない。明らかに唐朝の官僚、それも中央官僚であった父祖を持つ者は畢士安<sup>⑩</sup>（九世祖が戸部尚書）・宋庠（高祖が御史中丞）・韓琦（五世祖が御史中丞）の三人にすぎない。士安の父は、最初は布衣から薦められて後周の觀城縣の縣令となった人である。また祖父は唐末五代に隱遁して處士と號していたと傳えられるが、五代には、代州別駕になったとも言われる。さらに溯れば、曾祖は代州雲中令、高祖は天德營田判官であった。これから見れば、十世の祖暲からはじまる畢士安の家系は、六世の祖録が仕官しなかった以外、連綿として續いた官僚の家柄であった。しかも、録が仕官しなかったのは、傍系の六世の祖誠が懿宗朝の丞相であったためと考えられる。畢士安の家系は、全く唐代貴族官僚の流れを汲み、五代を経て宋朝に復活したものである。また、宋庠と韓琦<sup>⑪</sup>は、非常に類似した系譜を持っている。兩人の父祖はいずれも唐末御史中丞の要職に就いていた。五代に入っても官僚としての

家系は維持され、その子孫達がそれぞれ二代に亙って縣令となり、宋に至るや、庠と琦の父親である玘と國華の二人が進士科、明經科に合格して、これまた地方官に任命されていたのであった。そしてこの家柄が、宰相を生むことになった。<sup>⑫</sup>

高祖が懿宗咸通年間に進士に合格して江西に任官した晏殊の場合は、曾祖と祖父は仕官せず、父は手力節級であった。したがって、晏殊が宋朝で初めて仕官したとも考えられるが、一應このグループに入れておく。

このほか、祖父が汝州長史であった薛居正は、父が五代で辟召されて仕官し、節度副使、太子賓客などになった。また、曾祖が鹽鐵巡官に任命された王欽若は、祖父・父が共に吳・南唐の科擧に合格している。従って、長史や巡官が、具體的に唐代官僚制度のどの邊りに位置するかは即斷し難いけれども、ここに見た父祖が所謂唐代貴族官僚の一員であったことは間違いないと考えられる。

つぎに、父祖が唐の縣令や縣の主簿であった盧多遜・呂蒙正・呂端・王旦・呂夷簡・梁適の六人について考えてみたい。<sup>⑬</sup>この六人に共通する系譜的特徴は次のようにまとめ

られる。(一)、父祖が唐代の知縣や縣令や縣の主簿など地方行政組織の末端にいたこと。(二)、それに續く子孫が、武人偏重の五代で、科擧に合格して節度判官や觀察支使など、文官としてはまずまずの地位に達していること。(三)、なかには實力、才能によって戸部侍郎や兵部侍郎や河南少尹など一段と高い地位へ進んでいる者もいたこと、などである。そして、このような家系から六人の宰相が出ている。

要するに、彼らは、唐末五代の社會的動搖期に、唐代の下級地方官の家柄から、徐々にのし上って來たと見てよさうである。言いかえれば、この六人は、唐代貴族官僚の家系とは全く異つた家柄の出身であり、最も注意すべき性質を備えているのである。

このほか、ともかく父祖の記録が唐代に關係していた四人の宰相の場合を調べてみよう。張士遜の曾祖は、唐末に襄陽節度使趙匡凝の幕下に在り、陳堯佐の高祖は蜀の王建の掌書記であつた。二人の父祖は共に唐と五代の交代期に、それぞれの幕下から退いている。ただ、唐朝末期の藩鎮跋扈の状態からみて、節度使の幕下に在つたとか、掌書記であつたとか言うのは、直接唐朝政權と結びついていた

のではないと考えられる。したがって、史料の記事が時間的に唐代に關係していても、この二人の父祖は、實質的には唐朝と無關係であつたと言つて差しつかえないと考えられる。

李迪の曾祖は「以武材仕范陽軍」<sup>⑤</sup>と言われ、唐末に武人であつたことは確かであるが、その實態は明らかでない。

ただ、この史料のような記載の仕方は決して重要なポストを占めてはいなかつたことを暗示しているもので、これも唐朝政權との結びつきから外しておく方が妥當であらう。

さて、このように詳細な検討を加えると、父祖が唐代に仕官していた者や、仕官していたと推定される者として、先に指摘した十五人のグループのうち、唐代の貴族官僚の系統を引く者は六人にすぎない。しかも、そのうちの一人は、高祖が江西に任官してそこに土着したらしく、續く曾祖より父に至る三代は仕官した形迹が見られない。したがつて、嚴密には、この六人のグループから除外すべきであるかも知れない。その他の九人は、父祖が唐代に最下級の官僚もしくは官吏であつたり、唐末の藩鎮に關係していた者である。

北宋前期五朝の宰相の父祖に關する考察は以上のようなものである。結局、唐代の貴族官僚の流れを引く者は、廣く考えて六人、嚴密に言つて五人ということになり、總數四十人に對して二・五乃至一五パーセントにすぎない。

これらの他は、すべて、唐代の貴族官僚とは全く別系統の家柄から出自して宋代に宰相になった人達である。宋代になつて、宰相という狭い範圍内にも、南北朝以來の傳統的な貴族勢力に代つて、別系統の新興勢力が政治の主導權をとりつつある様子がここからも伺えよう。

しかし、このような統計的な推定の他にも、このような事柄を示す史料がある。例えば、燕翼貽謀錄卷二「褒前賢後」の條に

前代名賢之後、累聖褒表。最顯著有四人。一曰狄梁公仁傑、二曰張曲江公九齡、三曰段太尉秀實、四曰郭汾陽王子儀。眞宗景德三年正月丙戌。張公九世孫元吉、詣闕獻明皇墨跡并張公寫眞告身。詔以爲紹州文學。大中祥符四年八月丙辰。以段公孫亮爲三班借職。仁宗天聖六年七月。張公九世孫錫、又以公告身并明皇批答來獻。補試國子四門助教。慶曆三年三月壬辰。詔以狄公孫華州明法狄國寶。

爲本州助教。四年正月丙戌。以郭公裔孫元亨、爲永興軍助教。元豐五年四月。復以段公八世孫文西、爲隴州助教、復其家。國家非斬一命於先賢也。謹惜名器、雖賢者猶爾。況襲用之乎。

とある記事が目につく。これによれば、唐の名臣の子孫が、學校の先生などの閑職を與えられたり、最低の武官を惠んで貰つたりして、ようやく彼らの家を支えている様子が知られる。これを先の宰相四十人の系譜的分類と併せ考えれば、唐宋間の官僚階層、廣義には士大夫の中に新舊の交代があつたことを推測し得るのである。

このような考察から父祖が唐朝政權と關係を持っていたと見なされる十五人の宰相について、第三表を作成してみた。この表で注意すべき事實は、唐代の（唐末と限定できず）下級地方官を父祖とする者が、ここで採り上げた十五人の宰相の内、六人もいたことである。これと同様のことは、五代にその父祖が仕官した者十二人についても看取される。したがつて、宰相という限定された範圍内から歸納した事實ではあるけれども、唐や五代の下級地方官であつた者の子孫が、宋代の官界の中心に進出し、士大夫官僚の

第三表 唐朝政權と關係のあつた宰相の父祖の出身狀況

| 項 目                        | 太 祖 | 太 宗 | 眞 宗 | 仁 宗        | 英 宗 |
|----------------------------|-----|-----|-----|------------|-----|
| 貴 族 官 僚 出 身                | 1   | 1   | 2   | (含晏殊)<br>4 | 1   |
| 下 級 地 方 官 出 身              |     | 3   | 3   | 4          |     |
| (知縣・縣令・主簿など)<br>(節度使の幕下など) |     | 3   | 3   | 2<br>2     |     |
| 武 人 出 身                    |     |     | 1   | 1          |     |
| 總 數                        | 1   | 4   | 6   | 9          | 1   |

が、この表について、今少し觸れなければならない問題が残っている。それは、「父祖不明者」という項目に關することである。これらは、宰相の父祖が官途に就かなかつた

主流を占めたのではないかという推論が導き出される。しかし、これは、さらに詳細な考察を待たねばならない。

さて、先にあげた第二表は、歷朝宰相の父祖について、その出身狀況をまとめたものである。か、或は人に知られたくない事情のある家柄であつたかのどちらかと考えられ、官僚としては成り上り者と言うことができよう。注意すべき問題は、このような家柄の出身者の宰相數に對する百分率（「父祖不明者」の項に括弧をつけて示してある）が、時代の降るにつれて減少していることである。これをみれば英宗朝が非常に短かつたので、特別のものとして除外しても、大變な減少傾向にある。これは、思うに宋代社會の變化と關連するものであろう。建國と國內體制の整備、諸國の平定などに追われていた草創期の太祖・太宗朝では、家柄とか、出身狀況とかの形式的條件を度外視し、當人の才能という實質的條件のみを問題にしたのであり、さらに、時期的に唐末五代の混亂の餘波を受けて、實質的條件しか問題にし得ない状態にあつたと考えられる。太祖朝に、科擧の出身<sup>⑩</sup>ではなく、太祖の幕下において、太祖の即位・建國と共に昇進して宰相になつた者が二人いる。これは、先の實質的條件だけしか問題にし得ない状態を示している。しかし、やがて宋代社會が安定し、制度の整備などが一通り終ると、科擧が重要視され、これに合格することが官僚となる主要な條件となつて來た。そ

の結果、父や祖父の名前などが史料にとり上げられるに足らないような家柄、換言すれば、科擧の受験に必要な莫大な費用を賄うことの不可能な家柄の出身者は、科擧に合格することが困難になった。そして、一般庶民より相當富裕である爲の條件、すなわち、官僚であるとか、大地主であるとか、大商人であるとかいった條件を備えた家柄の者だけが、科擧に合格し、官僚になり得るよう變つてきた。すでに考察したように、父の名前が史料に見えない者は、太祖朝に一人、太宗朝に三人、眞宗朝に一人、仁宗朝に一人というように、相當減少して來ている。これを見れば、科擧に合格し官僚として昇進して行くことは、父の名前すら史料に記録されないような家柄（經濟的及び社會的に劣悪な家柄と考えられる）の出身者にとって、非常に困難なことになって來たことを物語っているように思う。そして、裏を返せば、士大夫官僚とか科擧官僚とか呼ばれる集團が、社會的に固定化し階層化する動きを明確に示していると考えられる。

以上、北宋前期五朝の宰相について、父祖の系譜と出身状況を詳細に検討し、唐代の貴族官僚が、五代の間に衰え、

宋になって成立する近世的士大夫官僚とは系譜的に斷絶することを實證しつつ、二・三の私見を述べて來た。ところで、かくして生れて來る北宋前期の宰相は、如何にして宰相の地位に達したのであろうか。

## 二 昇進過程—その一—

すでに前節で、宰相の系譜と淵源を考察してきた。このような系譜的條件の他に、先にも觸れたように經濟的條件も見逃しえないが、ここでは、しばらく、この點には言及しないことにする。そして、これらの條件を克服して來た者でも、次には士大夫官僚になるための必須條件として、科擧に直面するのである。この科擧と士大夫との關係についてはすでに宮崎市定氏、周藤吉之氏の詳細な論考が有る。<sup>⑧</sup> その中でも觸れておられるように、ともかく、科擧を通過してはじめて官界に入る條件が完備したことになる、以後、士大夫官僚として昇進、出世を重ねて行くのである。そこで、本節では、先の四十人の宰相について、一個の士大夫官僚が如何にして宰相の地位に昇って行くのか、その昇進過程を明らかにしてみたい。

前節では、北宋前期の宰相四十名を第一表に列挙した。このうち、范質から李昉に至る九人と呂端との併せて十人と、呂端を除いた呂蒙正以下曾公亮に至る三十名とは、相第四表（経歴は最初に宰相になった時で打切つてある）

| 魏                | 薄        |           | 王                            |                            | 質      |         | 范  |                     | 年月                   | 経歴 |
|------------------|----------|-----------|------------------------------|----------------------------|--------|---------|--|---------------------|----------------------|----|
|                  | 宋初       |           | 顯徳初                          | 乾祐中<br>廣順初                 | 宋初     |         | 後周初<br>廣順中   | 長興4・                |                      |    |
| 後晉末<br>後漢<br>後周初 | (加)兼禮部尙書 | (加)參知樞密院事 | 翰林學士<br>中書侍郎平章事<br>(加)參知樞密院事 | 樞密直學士<br>中書侍郎平章事<br>(周祖幕下) | (加)兼侍中 | 徒弘文館大學士 | 中書侍郎平章事集賢殿大學士兼參知樞密院事<br>(進)左僕射兼門下侍郎平章事監修國史<br>(加)司 | 樞密副使<br>翰林學士<br>知制誥 | 進士 節度推官 封邱令 節度從事 直史館 |    |

| 倫     | 義    | 沈                   | 正           |                        | 居     | 薛                   | 普                        | 趙                    | 浦        | 仁                          |
|-------|------|---------------------|-------------|------------------------|-------|---------------------|--------------------------|----------------------|----------|----------------------------|
| 乾徳5・2 | 建隆4・ | 顯徳中                 | 乾祐中         | 開寶5・11                 | 乾徳2・4 | 宋初<br>建隆3・          | 乾徳2・1                    | 宋初<br>建隆1・           | 宋初       | 世宗即位                       |
| 樞密副使  | 轉運使  | 節度從事 (太祖幕下)<br>觀察推官 | (白文阿に陝州に依る) | 都提舉三司水陸發運使<br>門下侍郎監修國史 | 參知政事  | 知許州<br>樞密直學士<br>知朗州 | 門下侍郎平章事集賢殿大學士<br>(加)監修國史 | 樞密直學士<br>樞密副使<br>樞密使 | (加)尙書右僕射 | 樞密副使 樞密使 中書侍郎平章事集賢殿大學士兼樞密使 |





|        |                      | 王 欽 若                     |       |       |        | 王 旦        |        |        |          |                  |          |          |        |  |
|--------|----------------------|---------------------------|-------|-------|--------|------------|--------|--------|----------|------------------|----------|----------|--------|--|
| 景德 2 . | 天禧 1 . 8             | 8 . 4                     | 7 . 6 | 3 . 9 | 景德 1 . | 4 .        | 咸平 3 . | 淳化 3 . | 景德 3 . 2 | 4 . 3            | 咸平 3 . 2 | 至道 3 . 8 | 興國 5 . | 景德 1 . 8   |
| 鹽鐵判官   | 進士第一 將作監丞通判徐州 直史館 三司 | 左僕射兼中書侍郎同平章事 (復拜) 樞密使同平章事 |       |       |        | 樞密使同平章事    |        |        |          | 工部尙書同平章事集賢殿大學士   |          |          |        | 兵部侍郎同平章事集賢殿大學士   |
| 監海州鹽稅  | 左司諫 知鄆州 三司           | 樞密院事                      |       |       |        | 翰林學士 西川安撫使 |        |        |          | 翰林學士兼知審官院通進銀臺封駁事 |          |          |        | 進士 大理評事知平江縣 將作監丞 監潭州 銀場 著作佐郎 通判鄭州 轉運使 直史館 知制誥 集賢殿修撰 (復)知制誥 |
| 知鄆州 三司 | 直史館 三司               | 知樞密院事                     |       |       |        | 知通進銀臺司兼門下  |        |        |          | 知樞密院事            |          |          |        | 監潭州  |

| 馮                  |             | 謂              |        |       |     | 丁               |       |     |        | 迪 李  |     |        |          |                              |       |
|--------------------|-------------|----------------|--------|-------|-----|-----------------|-------|-----|--------|--|-----|--------|----------|------------------------------|-------|
| 咸平 4 . 3           | 興國 2 .      | 4 . 7          | 3 . 12 | 3 . 6 | 天禧初 | 9 . 9           | 5 . 9 | 祥符中 | 景德 4 . | 咸平初  | 4 . | 淳化 3 . | 天禧 1 . 9 | 4 . 7                        | 2 . 8 |
| 同知樞密院事             | 樞密直學士 安撫副使  | 同平章事昭文館大學士監修國史 |        |       |     | (遷)樞密使          |       |     |        | 吏部侍郎兼太子少傅同平章事集賢殿大學士                            |     |        |          | 西都轉運使 翰林學士 參知政事 (仁宗升儲) 兼太子賓客 |       |
| 知廣州 判三司度支勾院 侍御史知雜事 | 知端州 鼎州 通判廣州 | 知昇州            |        |       |     | 知鄆州 (兼)安撫使 權三司使 |       |     |        | 進士甲科 大理評事通判饒州 直史館 福建路轉運使 三司戶部判官 轉運使 三司鹽鐵副使 知制誥 |     |        |          | 知制誥 知亳州 知永興軍 陝               |       |
| 知鄆州 三司             | 知鄆州 三司      | 節度使            |        |       |     | 參知政事            |       |     |        | 知制誥 知亳州 知永興軍 陝                                 |     |        |          | 知永興軍 陝                       |       |



| 晏        | 象                                     | 得                                   | 章                           | 佐  | 堯                       | 陳   |  |
|----------|---------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|--|-------------------------|---|--|
| 天禧 4 · 8 | 景德 2 · 5                              | 寶元 1 · 3                            | 景祐 3 · 5                    | 天聖 3 · 5   | 咸平 5 · 5                | 端拱 1 · 1  |  |
| 翰林學士     | 賜進士出身 秘書省正字 集賢校理 昇王府 記室參軍(仁宗) 直史館 知制誥 | 翰林學士 龍圖閣學士 同知樞密院事 (戶部侍郎) 同平章事集賢殿大學士 | 翰林學士 龍圖閣學士 知制誥 等州直史館 三司度支判官 | 進士 大理評事知邵武軍歸化縣 知信州玉山縣 簽書兗州觀察判官事 歷知台·南雄·洪州 直史館 三司度支判官 | 州 知永興軍 知廬州 知同州 知永興軍 知鄭州 | 翰林學士 樞密副使 參知政事 樞密直學士 知河南府 知并州 知開封府 監鄂州茶場 知滑州 轉運使 三司戶部副使 三司度支副使 知制誥 知通進銀臺司 | 進士 魏縣·中牟縣尉 試秘書省校書郎 知朝邑縣 開封府司錄參軍事 開封府推官 通判潮州 直史館 知壽州 知廬州 提點開封府界公事 判三司都勾院 轉運副使 轉運使 |

| 賈                   | 衍   | 杜   | 殊  |
|---------------------|---|---|--|
| 天禧 1 · 4            | 慶曆 3 · 4  | 寶元 2 · 8  | 天聖 3 · 10  |
| 史館修撰 權知制誥 安撫使 龍圖閣學士 | 密直學士 知天雄軍 御史中丞 知永興軍 知并州 (復)知永興軍 權知開封府 同知樞密院事 樞密副使 樞密使 吏部侍郎同平章事集賢殿大學士 (兼)樞密使 | 進士 揚州觀察推官 知縣 通判晉州 知乾州 權知鳳翔府 知揚州 轉運副使 轉運使 三司戶部副使 天章閣待制 知江陵府 樞密直學士 知天雄軍 御史中丞 知永興軍 知并州 | 樞密副使 (罷) 知宣州 知應天府 御史中丞 翰林侍讀學士 三司使 參知政事 知亳州 知陳州 御史中丞 三司使 知樞密院事 樞密副使 樞密使 檢校太尉同平章事 以刑部尚書居相位 (充)集賢殿大學士兼樞密使 |

| 博 彥 文  |   |   |   |     | 中 執 陳  |     |     | 朝 昌   |     |     |   |   |   |
|--|---|---|---|-----|--|-----|-----|---|-----|-----|---|---|---|
| 8  | 7 | 4 | 2 | 慶曆1 | 天聖5  | 慶曆4 | 康定1 | 寶元1   | 天禧3 | 慶曆1 | 3 | 4 | 5 |
| ·  | · | · | · | ·   | ·  | ·   | ·   | ·   | ·   | ·   | · | · | · |
| 3  | 3 | · | · | ·   | ·  | 9   | 3   | 3   | 3   | 1   | · | · | 1 |
| 禮部侍郎同平章事集賢殿大學士<br>樞密副使 參知政事<br>樞密直學士 知益州<br>樞密直學士 都轉運使<br>直史館 (歷知諸州)<br>天章閣待制 都轉運使<br>監察御史 殿中侍御史<br>轉運副使<br>通判兗州<br>進士 大理評事知縣 (濟州及并州之屬縣) |   |   |   |     | 工部侍郎同平章事集賢殿大學士 (兼)樞密使<br>參知政事<br>討使兼知永興軍 歷知陝州·青州<br>知河南府 安撫招<br>同知樞密院事<br>應天府 歷知江寧府·揚州·永興軍 |     |     | 樞密使<br>參知政事<br>樞密使<br>工部侍郎同平章事集賢殿大學士 (兼)樞密使 |     |     |   |   |   |

| 梁   |     | 籍  |     |     | 龐   |     | 庠  |     | 宋  |     |   |   |   |
|---|-----|--|-----|-----|---|-----|--|-----|--|-----|---|---|---|
| 慶曆2   | 景祐1 | 天禧4  | 皇祐1 | 慶曆1 | 景祐3   | 祥符8 | 皇祐1  | 慶曆1 | 寶元1  | 天聖2 | · | · | · |
| ·   | ·   | ·  | ·   | ·   | ·   | ·   | ·  | ·   | ·  | ·   | · | · | · |
| ·   | ·   | 11   | 8   | 5   | ·   | ·   | 8  | 5   | 10   | 3   | · | · | · |
| 知制誥 判昭文館 權發遣開封府事 知兗州<br>諫院供職 直史館 知諫院<br>進士及第 太子中允 知淮陽軍 開封府推官<br>山縣 知梧州 監在京廣衍倉<br>(蔭)秘書省正字 知開封府功曹參軍 知蘇州崑 |     | 樞密使<br>參知政事<br>樞密副使<br>龍圖閣直學士 知延州 經略安撫沿邊招討使<br>閣待制 歷知汝·同州 都轉運使<br>以待御史三司戶部判官 侍御史知雜事 天章 |     |     | 進士 黃州司理參軍 江州軍事判官 開封府<br>兵曹參軍 知襄邑縣 知秀州 殿中侍御史<br>開封府判官 轉運使 知臨江軍 |     | 兵部侍郎同平章事集賢殿大學士<br>樞密使<br>參知政事<br>(罷) 知揚州 知鄆州 |     | 翰林學士<br>參知政事<br>戶部判官 判戶部勾院 知制誥<br>進士第一 大理評事同判襄州 直史館 三司 |     |   |   |   |



當條件が異っている。それは、さきの十人は、すでに五代に仕官して、宋になっても既得官職を殆どそのまま與えられた者であるが、あとの三十人は、最初から宋朝のもとで、主として科擧によって仕官した者であるためである。従って、ここでは條件の差によって二つの群に分けて考えてみたい。

さて、第四表は、四十人の宰相の略歴を、前節第一表と同様の順序で列記したものである。まず最初に、五代の時からすでに官途にあつたさきの十人について考えてみる。

このうち五代にすでに宰相になっており、そのまま宋朝へ横滑りした范質、王溥、魏仁浦の三人は、それぞれ異つた経歴を持ち、後代の宰相へ昇進する過程の典型を示している。范質は、直史館、知制誥、翰林學士など中書省系出身者の昇進過程を行き、一度、樞密副使という樞密院系の要職に就いてから宰相になった。王溥は最初に樞密直學士になったが、後に翰林學士となって中書省系の昇進過程に入り、宰相となった。范質は昇進過程の後期に樞密院系の要職に就き、王溥は昇進過程の初期に樞密院系の職に就いた

違いはあるが、この二人はかなり似た経歴を持つている。

ところが、魏仁浦は樞密副承旨、樞密承旨、樞密副使、樞密使となり、純然たる樞密院系出身者の昇進過程を進んで宰相になっており、先の王溥や范質とは全く別の系統によって昇進している。そこで、中書省系の昇進過程を持つ者を第一類、樞密院系の昇進過程を持つ者を第二類とすると、范質、王溥は一應第一類に、魏仁浦は第二類に屬する。

このような區分によって残りの七人を分類すると次のようになる。趙普と沈義倫とは、中書省系の職務には全く就いていないので第二類の樞密院系に屬する。薛居正と呂端は一度樞密直學士になってはいるが、間もなく直史館や知制誥などになり、その後、參知政事、宰相と昇進しているから、第一類の范質、王溥と良く似た経歴と言えよう。しかし盧多遜と李昉の経歴は第一類の中書省系昇進過程に屬してはいるが、その内容は先の第一類に屬する者とは随分異っている。と言うのは、多遜、昉の二人は樞密院系の職務についたことが全くなく、いわば純粹な中書省系昇進過程を進んでいるのである。そこで、先の第一類とした四人が、中書省系の昇進過程としては異質なものを含んでいるとい

第五表 北宋前期の宰相の經歷分類 其の一

| 區分   | 第一類甲            | 第一類乙                  | 第二類              |
|------|-----------------|-----------------------|------------------|
| 昇進過程 | 中書省系            | 準中書省系                 | 樞密院系             |
| 總數   | 3               | 4                     | 3                |
| 宰相名  | 盧多遜<br>李昉<br>宋琪 | 范質<br>王溥<br>薛正<br>呂居端 | 魏仁浦<br>趙普<br>沈義倫 |

う意味で第一類乙とし、多遜・昉のような昇進過程を第一類甲としておく。残る一人宋琪は、中書省系や樞密院系に

區分する爲の標識となる職務には全く就かず、一氣に參知政事になっている。そこで、ここでは參知政事になったという一事で第一類甲にでも入れておくより仕方がない。以上の事柄をまとめると第五表ができる。

次に呂蒙正以下のあとの三十人について考えてみる。呂蒙正は、宋朝が行った科擧に合格して宰相となつた最初の人である。太祖・太宗の交代は太祖の被弑説などがあつて、甚だ疑問な點が多く、當の太宗は自分の息のかかった人物を養成し登用することに熱心であつた。恐らく、呂蒙正はこのような太宗の期待を荷つていたのであろう。その科擧合格から宰相就任までの期間は短かく、その

昇進過程は最も典型的な内容を持つている。第四表の呂蒙正の經歷だけは、史料に見えた記録を、少しの省略も加えずに記してある。これによって呂蒙正の昇進の様子を見れば、第一類甲という昇進過程の典型を見ることができ

る。すなわち、進士甲科及第（呂蒙正は太宗太平興國二年の狀元である）、將作監丞・通判昇州、直史館、知制誥、翰林學士、參知政事、宰相（呂蒙正の場合は中書侍郎兼戶部尚書平章事）という經歷である。なお蒙正は進士及第から參知政事になるまで六年、また進士及第から宰相になるまで十一年二カ月しかかかっていない。この呂蒙正と同じ第一類甲に屬する者には、李沆・李迪・王曾・呂夷簡・劉沆がいる。これら第一類甲の六人は、すべて進士高等及第者で、呂蒙正・李迪・王曾是狀元、劉沆は進士第二であり、李沆・呂夷簡は進士甲科及第であつた。そして、李沆・李迪・王曾是呂蒙正と同じ昇進過程を經ている。劉沆は將作監丞の代りに大理評事になり、直史館の代りに直集賢院になつて翰林學士にはならなかつた。呂夷簡は樞密院系昇進過程に關係しなかつたという以外は、他の五人と相當色合いを異にしてゐる。夷簡は軍事推官から通判、知州を歴任した

が、直史館などの館職はなく、翰林學士にもならず、知制誥から參知政事、宰相と昇進している。そして樞密院系の職務にはついていないから、これは第一類甲のグループへ入れておく。

中書省系昇進過程と同じ進み方をしながら、宰相に至る前の何處かで樞密院系の任務に就く第一類乙に屬する者には、畢士安・王旦・張知白・王隨・章得象・賈昌朝・宋庠・富弼・曾公亮の九人がいる。これら九人は、知制誥、翰林學士、參知政事、宰相と中書省系昇進過程の大筋の職務に就き、一度だけ、樞密院系の職務に任命されている。しかも、畢士安以外の八人は中書省系でかなり昇進してから、樞密院系の要職に任命されているのである。このことは、とりもなおさず、これら九人が中書省系昇進過程に屬していることを示しているに他ならない。この九人以外では、陳堯佐と梁適が、どちらも、樞密直學士と樞密副使という樞密院系の職務に二回ずつ任命されている<sup>④</sup>。けれども、二人は知制誥、翰林學士、參知政事、宰相と中書省系昇進過程を進んでいるので、この二人も第一類乙に入れておく。この他、丁謂が樞密直學士と樞密使とになっていて、あと

は中書省系昇進過程を進んでいるが、この中で重要な位置を占める翰林學士になっていないので、第一類乙には入れず、後述する別グループへ入れる。

中書省系の第一類に對抗する樞密院系の第二類の方では、張士遜と杜衍が先の魏仁浦ら三人と同じ經歷を持っている。士遜は進士乙科の及第で優等生ではなかった。衍は單に進士とのみしか史料に記録されていないが、初任官が觀察推官であり、他の進士高等及第者は將作監丞や大理評事になっていることから、士遜の乙科及第と似たような成績であったと思われる。その後、二人は縣の主簿や知縣などから轉運使を経て樞密直學士となり、士遜は樞密副使から宰相に、衍は同知樞密院事、樞密副使、樞密使から宰相になっており、二人共全く中書省系の職務に關係していない。

しかし、この樞密院系の宰相の中にも、やはり、その昇進過程に純粹性を缺く宰相のグループがあり張齊賢・向敏中・寇準・馮拯・文彥博・韓琦らが形成している。この六人は、進士に合格して將作監丞若しくは大理評事となっているから、科擧の成績はかなり良かったと考えられる。し

かも馮拯以外の五人は、直史館や直集賢院或いは知制誥になり、さらに轉運使副や三司判官など經濟關係の職務を経て、樞密直學士、樞密使副と進んだ。そして韓琦がそのまま宰相になった外は、すべて參知政事から宰相になった。残る一人馮拯は、簽書樞密院事から參知政事、樞密使、宰相と昇進している。この場合參知政事以外は樞密院系昇進過程を進んでいるから、張士遜らのグループにも入れ得るけれども、多くの共通點を持つこのグループに入れておく。このような分類から張士遜・杜衍のグループを第二類甲とし、やや樞密院系の宰相としては純粹性に缺ける張齊賢ら六人のグループは第二類乙とする。

最後に、あとの三十人のうち、残る五人について考えてみる。まず、王欽若・丁謂・晏殊が一グループを形成する。第四表によれば、この三人は中書省系・樞密院系双方の職務に任命されている。もしも王欽若が樞密直學士になっていれば、完全に二系統の經歷を兼備した宰相になる。晏殊もこれと同様である。丁謂は、先にも觸れたように第一類乙に入れてもよいが、翰林學士になっていないという理由で、このグループに入れた。これらは一應兩系統兼備

の宰相と考えて第三類甲としたけれども、これは次に述べた第三類乙と共に、第一類や第二類に分類することが困難なものである。最後の二人陳執中と龐籍は、昇進の初期段階で三司判官、三司副使になっただけで、いきなり同知樞密院事や樞密副使になり、その後は兩昇進過程に關係する。これらは、昇進の初期に飛躍があることと、兩系統兼備であることから第三類乙とする。

第六表 北宋前期の宰相の經歷分類 其の二

| 第一類                               |   | 第二類       |                                      | 第三類             |           |
|-----------------------------------|---|-----------|--------------------------------------|-----------------|-----------|
| 甲                                 | 乙   | 甲         | 乙                                    | 甲               | 乙         |
| 中書省系                              | 準中書省系   | 樞密院系      | 準樞密院系                                | ………             | ………       |
| 呂蒙正<br>李沆<br>李迪<br>王曾<br>呂夷簡<br>劉 | 畢士安<br>王旦<br>張知白<br>王隨<br>陳堯佐<br>章得象<br>賈昌朝<br>宋庠<br>梁富<br>曾亮 | 張士遜<br>杜衍 | 張齊賢<br>向敏中<br>寇準<br>馮彥博<br>文彥博<br>韓琦 | 王欽若<br>丁謂<br>晏殊 | 陳執中<br>龐籍 |
| 6                                 | 11  | 2         | 6                                    | 3               | 2         |
| 17                                |   | 8         |                                      | 5               |           |

以上の分析から、あとの三十人は第六表のようにまとめることができる。

ところで、第五表によると中書省系昇進過程出身の宰相と樞密院系昇進過程出身の宰相とは、その数が約二對一であった。また第六表でもその比は約二對一で第五表と變りない。さらに、後周の宰相であった者の中書省系と樞密院系の宰相数の比も二對一である。この事實は、すでに五代

第七表 北宋前期の宰相の經歷區分 其三

| 第一類    |         | 第二類    |         | 第三類     |              |
|--------|---------|--------|---------|---------|--------------|
| 甲      | 乙       | 甲      | 乙       | 甲       | 乙            |
| 中書省系宰相 | 準中書省系宰相 | 樞密院系宰相 | 準樞密院系宰相 | 兩系兼備型宰相 | 瞭型宰相<br>區分不明 |
| 9      | 15      | 5      | 6       | 3       | 2            |
| 24     |         | 11     |         | 5       |              |

の終り頃から、宰相となる爲には、中書省系の昇進過程の方が優位にあつたことを示している。

ここで、第五表、第六表の宰相の經歷分類を總合してみると、第七表ができる。これによれば、第一類と第二類との數比が約二對一であり、第一類甲と第二類甲との數比も約二對一である。從つ

て、中書省系の宰相と樞密院系の宰相とは約二對一の割合で存在していた。このことから北宋前期においては、宰相となる昇進過程に中書省系と樞密院系の二つがあり、その中では中書省系昇進過程出身の宰相が主流であり、且つ有力であつたと結論づけることができよう。この事實の最も典型的な例が呂蒙正の經歷である。

なお、これら二系統の宰相がいたことは、それぞれの系統の宰相達に少なからず影響を與えたようである。宋初の趙普と盧多遜の争いは、胥吏上り實務家上りの趙普と、科舉出身の盧多遜との争いと考えられるが、一面では中書省系宰相と樞密院系宰相との争いでもあつた。また寇準と丁謂の争いも、北方官僚と南方官僚との争いである反面、中書省系と樞密院系の出身者の争いという面からも考える必要があろう。しかし、このことは未だ充分な考證を行つていないので、後考をまたねばならない。

さて、第四表の宰相の履歷と第六表とを突き合わせてみると、第一類乙・第二類乙の者、すなわち中書・樞密兩系統の經歷を持つてゐる者には一つの特徴がある。それは、中書省系過程で昇進しながら、途中で事に坐して左遷され

たり、外補された者は、中央で再起して昇進する場合、今度は樞密院系の過程によって昇進することである。勿論、これの逆の場合もある。向敏中・寇準・梁適らはその好例であるし、第三類の王欽若や丁謂も同様に考えられる。南人ということ、北人に反感を持たれた王欽若や丁謂は、李沆・王旦・寇準・王曾ら反南人宰相が相い次いで中央に在って南人を排斥したために、中書省系や樞密院系の昇進過程に變ることによって昇進して行ったのである。

以上の考察で、宋初の五朝に中書省系と樞密院系の宰相の存在することが明らかにになった。そして、これが政争にも少なからぬ影響を與えたと考えられる。

ここで、視點を變えてこれら宰相達の科擧と初任官との關係、及び先の宰相の分類との關係を考えてみたい。

五代の時にすでに官途に在った十人の場合、進士及第者はすべて第一類に入り、科擧によらなかつた者は呂端一人を例外としてすべて第二類に屬している。従つて、五代宋初には、進士は中書省系昇進過程により、科擧出身でない者は樞密院系昇進過程によって出世して行ったと考えられる。

宋代になつて官途についた者三十人の場合は、科擧を目安として第八表のようにまとめることができる。進士第一・進士第二・進士甲科などと記録されている者十二名の内第一類に屬する者は九人、第二類は一人、第三類は二人いる。科擧で成績優秀な者は中書省系昇進過程によって出世することは、既に昇進過程の分類のところで觸れたが、こ

でも狀元以下進士甲科及第者の六人は、全て第一類甲に屬している。この事實は、先の論點を一層明確にするのである。さてこれら進士甲科及第者の初任官は、寄祿官として、將作監丞になつた者六人、大理評事になつた者三人、太常寺奉禮郎になつた者一人がいて、他に選人として防禦推官や軍事推官になつた者が二人いる。一方、差遣としては、選人となつた二人以外では通判となつた者が九人（宋庠の同判も通判として）、知縣が一人いる。このことから、進士甲科及第者の初任官は將作監丞・通判某州となるのが普通であることが知られる。けれども、時には寄祿官が將作監丞の代りに大理評事になることもあつた。次に、進士及第とのみ記録されている者は十二人いる。その内譯は第一類乙に屬する者が五人、第二類乙が五人、第二類甲が一人

第八表 科擧と初任官と出身分類との關係  
呂蒙正以下宋代になつて官途に就いた三十人の場合

| 進 士 甲 科     |              |                | 進 士     |      |          |
|-------------|--------------|----------------|---------|------|----------|
| I 甲         | 呂蒙正<br>(第一)  | 將作監丞・通判        | II 乙    | 張齊賢  | 大理評事・通判  |
| I 甲         | 李 沆<br>(第二)  | 將作監丞・通判        | II 乙    | 向敏中  | 將作監丞・通判  |
| III 甲       | 王 欽 若        | 防禦推官           | I 乙     | 畢士安  | 團練推官     |
| I 甲         | 李 迪<br>(第一)  | 將作監丞・通判        | II 乙    | 寇 準  | 大理評事・知縣  |
| III 甲       | 丁 謂          | 大理評事・通判        | I 乙     | 王 旦  | 大理評事・知縣  |
| I 甲         | 王 曾<br>(第一)  | 將作監丞・通判        | II 乙    | 馮 拯  | 大理評事・通判  |
| I 甲         | 呂夷簡<br>(第二甲) | 軍事推官           | I 乙     | 張知白  | 解州推官     |
| I 乙         | 王 隨          | 將作監丞・通判        | I 乙     | 陳堯佐  | 縣 尉      |
| I 乙         | 宋 庠          | 大理評事・同判        | I 乙     | 章得象  | 大理評事・知縣  |
| I 甲         | 劉 沆<br>(第二)  | 大理評事・通判        | II 甲    | 杜 衍  | 觀察推官     |
| II 乙        | 韓 琦<br>(第二)  | 將作監丞・通判        | II 乙    | 文彥博  | 大理評事・知縣  |
| I 乙         | 曾 亮          | 太常寺奉禮郎・<br>知縣  | III 乙   | 龐 籍  | 司理參軍     |
| 進 士 乙 科 その他 |              |                | 不 由 科 擧 |      |          |
| II 甲        | 張士遜          | 主 簿            | III 乙   | 陳執中  | 祕書省正字・知縣 |
| III 甲       | 晏 殊          | 祕書省正字・<br>集賢校理 | I 乙     | 梁 適? | 祕書省正字・知縣 |
| I 乙         | 賈昌朝          | 主 簿            |         |      |          |
| I 乙         | 富 弼          | 將作監丞・知縣        |         |      |          |

第三類乙が一人であつて、昇進過程の點では、中書・樞密兩系の出身者を含む。しかも、中書省系でも、樞密院系でも、所謂昇進過程の純粹性に缺ける第一類乙、第二類乙に

分は、科擧に於ける成績が影響したものである。例えば、上記の寄祿官の序列は、將作監丞が大理評事より上位である。また、これらは京官であつて、判官、推官などになつ

屬する者が十一人もいる。初任官を見ると將作監丞で通判になつた者が一人、大理評事で通判になつた者が二人、大理評事で知縣になつた者が四人おり、残りの五人は選人になつた。従つて、史料に進士及第と見える者の初任官は、寄祿官が大理評事、差遣が通判もしくは知縣である場合が普通である。しかし、時には寄祿官が、進士甲科及第者と同じく、將作監丞になることもあつた。このほか、初任官が、京官ではなくて選人になる場合も相當多かつた。この場合の將作監丞と大理評事と選人との區

て、資格を有しながらも京官になっていない選人よりも上位にあった。こうして、同じ進士及第でも、科擧の成績によつて、將作監丞や大理評事などの京官になる者と選人になる者とに分れたのである。その上、進士甲科及第者に顯著に見られたように、科擧における成績が、以後の昇進過程にも少なからぬ影響を與えている。これは例が少いけれども、進士乙科及第の張士遜が、第二類甲の昇進過程に屬している事實が裏付けていると考えられる。

また、右のような進士出身ではなくて、茂材異等科と呼ばれる制科<sup>⑥</sup>の一目目に及第した富弼は、將作監丞で知縣になった。従つて、これは、進士及第者と同じグループとして考えられるようである。残る四人は天子の恩恵によつて仕官したという共通點を持つている。その内、三人は祕書省正字という京官として最低の寄祿官になっており、他の一人賈昌朝は晉陵縣主簿という選人七階の最低の階に屬している。これは天子からの恩恵によつて仕官したという點から見て、面白い事實である。

このような分析から、特に呂蒙正以下の三十人の宰相の場合、昇進過程と科擧の成績と初任官との關係は以下のよ

うにまとめ得る。(一)科擧の成績の優秀な者は、呂蒙正に見られるように、將作監丞・通判某州を初任官とし、中書省系昇進過程を進んで宰相になる。(二)進士及第と言われ、科擧の成績が前の進士甲科及第者に次ぐ者は、昇進過程が二種に分れる。第一種は初任官が京官で、將作監丞か大理評事になって、通判か知縣になる。この場合は、第二類乙の準樞密院系昇進過程に屬する。第二種は、すでに推論したように、前の第一種に當る者より更に成績が劣つて、初任官が選人になる。これは第一類乙の準中書省系昇進過程に屬する。(三)ただ一例しかないので早急に結論できないが、進士乙科及第者は、先の進士甲科及第者や進士及第者よりも科擧の成績が悪く、初任官が選人の最下階の縣主簿になる。この場合、第二類甲の樞密院系昇進過程に屬する。

なお、これら三十人の宰相について、ここで付け加えておくべきことに館職<sup>⑦</sup>の問題がある。三十人の經歷を見ると、最初の館職として、直史館になった者が十七人、直集賢院になった者が五人いる。初任官が將作監丞か大理評事で通判か知縣になった者十六人の場合では、直史館になった者が十三人、直集賢院になった者が二人で、ただ一人だ

けがいずれの館職にもついていない。このように宰相になる昇進過程において、このような館職がかなり重要な位置を占めていたと言ふことができよう。

最後に、これら四十人の経歴について、さらに注意すべき二つの事柄を指摘しておきたい。(一)時代が降るにつれて、三司関係の職務を経験した者が多くなってくることに目につく。この場合には、三司判官・三司推官まで巾廣く考へるのである。まず各朝の宰相について調べてみよう。

太祖朝の宰相六人の内、薛居正ただ一人が三司に關係した。太宗朝の九人の宰相では、薛居正と宋琪の二人、眞宗朝の十二人では、向敏中・寇準・李迪・丁謂・馮拯の五人、仁宗朝の二十三人では、李迪・丁謂・馮拯・王曾・王隨・陳堯佐・章得象・晏殊・杜衍・陳執中・宋庠・龐籍・劉沆・富弼・韓琦の十五人が、それぞれ三司關係の職務に就いてゐる。このように、時代が降ると共に、三司關係の職務を経験した者が増加している。これは、社會の發展に伴う經濟の成長に起因しており、經濟的知識の體得が宰相になる爲の必須條件となつて來たものと思われ。

(二)首都東京開封府で知府や推官や屬縣の縣令などになつ

た者が十四人の多きに達している。元來皇太子以下皇子らは開封府に居住している。また皇太子は開封府尹になる慣例である。そうすると、皇子達と開封府の職務に従事する官僚との間に何か關係があつて、官僚の昇進に影響を及ぼしていることが豫想されるのである。事實、開封府の職務に就いてみると、藩邸などに入入りする機會が多く、昇進の爲には有利であつた。なお、これに關連した問題は次節にやや詳しく論ずるつもりである。

以上、本節では、宰相の経歴を調べ、これを分析した。その結果は次のようである。宰相となる爲の昇進過程には中書省系と樞密院系の二つがあり、そのうち中書省系の宰相が標準的であつた。就中呂蒙正の昇進過程はこの時期の典型であり、基本であつた。また、科擧の成績によつて初任官や昇進過程が決定した。成績の最も優秀な者は第一類甲の中書省系昇進過程を進み、次いで優秀な者は第二類乙の準樞密院系昇進過程を進み、第三に優秀な者は第一類乙の準中書省系昇進過程を進み、第四の成績の者は第二類甲の樞密院系昇進過程を進んだ。

以上のような考察から、宰相になる一般的な昇進過程が

想定できる。まず、科擧に優秀な成績で及第する。(この際、進士科で甲科及第であることが望ましい)そして、將作監丞か大理評事となつて、通判某州または知縣に任命される。次に館職として直史館か直集賢院を與えられる。さらにこの邊りで三司關係の職務に就いて經濟關係の知識と見聞を廣めておく。以後、知制誥、翰林學士、參知政事、宰相と進む。もし參知政事になる前後に對外關係が悪化したり、或いは戰爭に發展したりすれば、樞密使副くらいの樞密院系の要職に就くこともある。また、參知政事になる前に開封府關係の仕事に従事しておくと同擧進に有利である。

### 三 昇進過程―その二―

こうして、一見、昇進過程に一定の形が出来て、その過程に乗り込めば、段々に昇進して行きそうであるが、實際はなかなかそうは行かなかつたらしい。というのは、宋史卷二六五張齊賢傳に

太祖幸西都。齊賢以布衣獻策馬前。召至行宮。齊賢以手書地、條陳十事。(中略) 內四說稱旨。齊賢堅執以爲皆善。上怒。令武士拽出之。及還、語太宗曰、我幸西都、

唯得一張齊賢爾。我不欲爵之以官。異時可使輔汝爲相也。太宗擢進士、欲置齊賢高第。有司偶失掄選。上不悅。一榜盡與京官。於是齊賢以大理評事通判衡州。

という記事が載せられている。續資治通鑑長編(以下長編と略稱す)卷一八太平興國二年春正月庚午の條にも、これと同様の記事がある。これらの史料によれば、齊賢の名は數十人後にあつたにもかかわらず、太宗の一存で甚だ厚い恩典に浴している。張齊賢が太祖に直訴し、そのことが太宗に傳えられたという甚だ個人的な原因が、この拔擢と宰相張齊賢の生れる端緒になった。

このように、出世の糸口とか、昇進の切っ掛けとかいう點に注意して、先の宰相達を見て行くと、大變興味ある事實があらわれてくる。たとえば、長編卷二一太平興國五年九月丙寅の條に

太常丞宋琪、前知大通監。上召歸。將遂擢用。爲盧多遜所沮。丙寅。授都官郎中、出知廣州。將行對於便殿、面賜金紫。上以藩邸舊僚、不欲使之遠出。因留不行。尋令判三司勾院。

とある記事や、同じく長編卷一九太平興國三年十二月丁巳

の條の

乾徳中。左補闕蘇〔薊〕人宋琪、爲開封府推官。上時尹京。初甚加禮遇。琪與宰相趙普・樞密使李崇矩善。多遊其門。上惡之、白太祖出琪知隴州。移閬州。上卽位。由護國節度判官、召赴闕。程羽・賈炎、先自府邸攀附、至顯要。琪爲所中、久不得調。丁巳。上召見詰責。琪拜謝、請悔過自新。乃授太子洗馬。

と見える記事が注意をひく。これによれば、太宗が開封府尹であった時、宋琪は開封府推官となつて太宗のもとに入りして優遇されていた。ところが、同じく太宗の藩邸に出入りし、先に昇進した程羽と賈炎に中傷され、宰相の盧多遜にも昇進を妨害された。しかし、藩邸の舊臣という理由で、新しい任務を與えられ優遇されているのである。このように太宗が皇太子であつた時に、そのやしきへ出入りしていたことが、宋琪の昇進と直接に結びついている。すなわち、天子の卽位以前に家來であつたとか、御機嫌伺いなどで親愛されていたとかいふ、天子との個人的な關係によつて擢用が行われているのである。

この藩邸の舊僚・舊臣が、様々に優遇されている例は多

い。宋史卷二八二李沆傳に

眞宗升儲。(李沆)遷禮部侍郎兼太子賓客。詔東宮侍以師傳禮。

とあり、長編にも同様の記事がある。すなわち李沆は、眞宗が皇太子となるやその先生となつており、これによつて個人的な關係が生まれた。長編によれば、李沆と共に李至が太子賓客になつている。そして、至道三年三月癸巳に太宗が崩じて眞宗が卽位すると、翌四月甲辰には、この二人が、そろつて參知政事に昇進し、李沆はさらに宰相にまで進んだ。また、宋史卷二八二畢士安傳には、

眞宗以壽王尹開封府。召爲判官。及爲皇太子、以兼右庶子、遷給事中。登位。命權知開封府事。拜工部侍郎樞密直學士(中略)士安沒後、眞宗謂寇準等曰、畢士安善人也。事朕南府東宮、以至輔相。筋躬慎行、有古人之風。

遽此淪沒、深可悼惜。

とみえる。この後半の部分は、長編卷六一景德三年十月乙酉の條にも出ており、畢士安が藩邸の舊臣として、眞宗に優遇された有様がわかる。

また、張士遜は、仁宗が卽位前の壽春郡王時代、その王

友となり、昇王に變ると昇王府諮議參軍に任ぜられ、皇太子に立てられるや、太子右庶子に移るといふように、終始仁宗に附隨して移動し、遂に宰相の位を極めたのであった。長編卷一〇七天聖七年二月丙寅の條には

禮部尙書張士遜、爲刑部尙書知江陵府。士遜得宰相、曹利用之力也。利用長樞密、憑寵自恣。士遜居其間、未嘗有是非之言。時人目之爲和鼓。利用得罪。士遜又營救之。利用既斥、士遜隨亦罷。上以士遜東宮舊臣、故加秩而遣之。辭日、又解通犀帶賜焉。

という話しを載せている。これによれば、劉太后の御氣に入りの曹利用が推薦した張士遜は、王曾推薦の呂夷簡を抑えて宰相になったわけである。<sup>④</sup>その後、推薦者の曹利用が罪を得ると、これに坐して貶斥せられるのもまた止むを得なかつたが、東宮の舊臣がここでも物を言い、きびしく責められることを免れた。なお、張士遜が再度宰相となつたのは、長編卷一二一寶元元年三月戊戌朔の條に従えは

(前略) 更命士遜及(章)得象爲相。士遜猶以東宮舊恩。(下略)。

と、東宮の舊恩に依つた爲にはかならない。ここでも、藩

邸に従事した舊臣ということが絶大な力を發揮しているのである。

このほか、晏殊も、仁宗の昇王時代には、昇王府記室參軍となり、皇太子に立てられるや太子舍人から太子左庶子になつた。<sup>⑤</sup>そして、長編卷九九乾興元年七月癸酉の條に

以翰林學士左諫議大夫知制誥晏殊、爲給事中。及上即位、殊已進官。(劉)太后謂、東宮舊臣恩不稱。特加命焉。

と見られるように、仁宗の即位によつて、かつて藩邸に係していたことが、彼の昇進をはやめていることが知られる。

以上、宰相と藩邸の舊臣との關係を述べてきた。しかし、藩邸の舊臣の優遇は、單にここに連ねた者ばかりではなく、宦官など廣い層に行きわたつていたのである。<sup>⑥</sup>

官僚の昇進に影響する個人的な關係の第二の對象は後宮である。東都事略卷六五賈昌朝傳に

初張貴妃(≡溫成皇后)爲貴人。賈氏母養于禁中。貴妃既寵幸。時賈氏用事。宮中謂之賈夫人。而昌朝以姑事之。

謂之賈姑姑。時臺諫論其姦。近侍有進對者曰、近日臺諫言事、虛事相半。如賈姑姑事、豈有是哉。仁宗默然久之

曰、賈氏實曾薦昌朝也。

という史料が見え、また長編卷一八七嘉祐三年六月丙午の條にも「乳母賈婆婆」と記した同様の記事がある。これは、賈昌朝が宰相を罷めて使相になってから、諫官に劾奏されている史料である。恐らく、これ以前の賈昌朝の昇進には、このような後宮關係の力が働いていたのであろう。この他の例として、文彦博は、王則の亂を憂慮する仁宗に對し、機會を見て自ら討伐せんことを願ひ、仁宗を大いに喜ばせたことがある。これには、陰で溫成皇后の力があつたという。また、劉沆も知開封府であつた時に、溫成皇后の母曹氏を、その客人張彥方が不法を爲して糾彈され死刑に處せられたにもかかわらず、それに連坐しないように處理し、その爲、溫成皇后は大いに喜んだ。劉沆はこのことによつて參知政事になつたという。いづれにせよ、天子を動かすことのできる有力な後宮の力を利用して昇進する者もかなり居た。こうした昇進に影響を及ぼす個人的關係の中で、さらに注意すべき事實がある。それは夢溪筆談卷一二官政二の條に見える。

眞宗皇帝南衙日、開封府十七縣、皆以歲旱放稅。卽有飛

語聞上、欲有所中傷。太宗不悅。御史探上意。皆露章

言、開封府放稅過實。有旨下京東・西兩路諸州、選官覆

按。內亳州當按太康・咸平兩縣。是時曾會知亳州。王冀

公（欽若）在幕下。曾愛其識度、常以公相期之。至是遣

冀公行。仍戒之曰、此行所繫事體不輕、不宜小有高下、

冀公至兩邑、按行甚詳。其餘抗言放稅過多。追收所稅物。

而冀公獨乞全放。人皆危之。明年。眞宗卽位。首擢冀公

爲右正言。仍謂輔臣曰、當此之時、朕亦自危懼。欽若小

官、敢獨爲百姓伸理。此大臣節也。自後進用超越。卒至

入相。

という史料である。眞宗が皇太子であつた時に、勝手に税金を免除したところ、それが度を過ぎたものだという噂が

飛んだ。そこで、その實情調査が行われた。この時、曾公

亮の父である曾會に派遣された調査官の一人王欽若は、た

だ一人この税金免除の妥當なることを主張した。この爲

に、眞宗は卽位後ただちに王欽若を拔擢し、以後も「進用

超越」で、遂に宰相になつたという。果して、この時の

「放稅」が妥當であつたか否かは、ここでは明らかにし得

ないが、王欽若一人が眞宗を辯護した爲、まづ先に擢用さ

れたのである。當時皇太子であつた眞宗の地位は、この噂が事實だとなれば、甚だ危険な状態に置かれたであらう。

眞宗にとっては、欽若が救い神に見え、「敢獨爲百姓伸理」の百姓という語は、眞宗の本心では「朕」と置き換えても良い程有難かつたに相違ない。王欽若は、この後東封西祠に活躍し、反兩人宰相の王且の在職中は、特に資政殿大學士を創設して優遇された。そして、王且が歿するやただちに宰相に登用されたのであつた。このようにして、眞宗が重ね重ね王欽若を優遇したのは、前功に報いんとする眞宗の氣持の現れに他ならないと解すべきであらう。

また、眞宗末に宰相になり、丁謂と争つてすぐに罷めさせられた李迪は、仁宗朝になつて劉太后が崩じるや再び宰相に返り咲いた。この李迪については、澠水記聞卷八に

(前略) 及上將立章獻后(〓劉太后)。迪爲學士。屢上疏、

諫以章獻起于寒微、不可母天下。由是章獻深銜之。周懷政之誅、上怒甚。欲責及太子。羣臣莫敢言。迪爲參知政事。候上怒稍解、從容奏曰、陛下有幾子、乃欲爲此計。

上大悟。由是獨誅懷政等。而東宮不動搖、迪之力也。

とあり、皇太子であつた仁宗が、事に坐して危かつた時、

彼がこれを助けたことがあつた。劉太后は、ここに見える通り、李迪に衞む所があつて、彼を重用しなかつた。そこで、劉太后の垂簾が終ると、仁宗はすぐに李迪を宰相に取り立てたのである。この李迪の昇進は、彼が仁宗が救つた時に約束されたようなものであつた。

このほか、陳執中については、長編卷九二天禧二年八月丁酉の條に

羣臣上表請立皇太子。不允。表三上。許之。先是知梧州衛尉寺丞陳執中、上復古要道三篇。上異而召之。上時已屬疾、春秋高。大臣莫敢言建儲者。執中既至。進演要三篇、以早定天下根本爲說。翌日。上以他疏示輔臣。皆贊曰善。上指其袖中曰、更有善於此者。出之、卽演要也。

因召對便殿、勞問久之。尋擢爲右正言。執中、恕之子也。という史料が見え、さらに、同じく長編卷一八九嘉祐四年夏四月癸未の條には、彼の死亡を記した後、その諡を決める議論を載せて

(前略) 禮官韓維議其諡曰、執中幸得以公卿子、遭世承平。因緣一時之言、遂至貴顯。(略) 判尙書考功楊南仲覆議曰、(略) 今上(〓仁宗) 聖德夙成。天命固已有在。

羣下欲位分之蚤定、而先帝（眞宗）晩年。大臣重忤上意、無敢言者。執中時年少位下。忠義感發一言。而定東朝之位、置生靈於大寧者、四十年。爲宋福祚。其有窮哉（下略）。

と記されている。この史料を見れば、政務にはげまない、禮を知らない、家を治めることができない、子弟の教育がなっていない、門人に悪い奴が多いなど数々の非難をあびながら、なお陳執中が二回、延べ六年四月月の間、宰相の位に就いていた理由の一端が伺えるのである。

かくして、王欽若は放稅事件で眞宗を辯護し、その皇太子位を守ったことで、李迪は東宮を守ったことで、さらに、陳執中も建儲の議によって、それぞれ、將來の出世昇進を決定づけているのである。

天子が、これら定策の功臣に對して、このように優遇している事實は、絶對君主の一つの性質を示していると考えられる。それは、皇位の繼承に關して、長子相續など一定の方式が無かつたことである。例えば、太宗は太祖の弟、眞宗は太宗の第三子、仁宗は眞宗の第六子、英宗は傍系から入り、神宗は英宗の長子という具合である。だから、皇

太子になり得る者は、皇子全員であることが原則となる。

されば、皇太子になることは、皇子間の一種の競争試験のようなもので、これに合格して皇太子に就位した者が、そのまま天子の位に即くのが普通である。しかし、先に見た王欽若や李迪の場合のように、皇太子位に就いたからとて、絶對安全という譯ではなかった。皇子の時は同等の待遇であつても、皇太子になり、さらに天子になれば、他の者との隔差は絶大である。兄弟と雖も臣下同様になつてしまふ。したがつて、この非常な難關を突破して天子になることは甚だ大きな魅力があつた。ここに、皇子間で深刻な競争が生じ、それがそのまま、皇子をとりまく士大夫官僚の昇進に影響するようになったのである。宋史卷二八一呂端傳に

端即奏曰、臣前佐秦邸。以不檢府吏、謫掾商州。陛下復擢官籍辱用。今許王暴薨。臣輔佐無狀。陛下又不重譴、俾亞少列。臣罪大而幸深矣。

とある史料は、最初に秦王に、次いで許王に仕えて失敗した呂端のことを傳え、このような鞍替えをして昇進することが、當時の官僚には容易なことではなかつた事情を示し

ている。呂端は、兄の呂餘慶が參知政事にまでなっていたから、この兄の力によって轉身が可能であつたと推量される。そして本来なら、このような轉身は不可能であつたに相違ない。こうした皇子とその取りまぎとの關係が、この史料にも見られるのである。この他、秦王廷美の陰謀事件を告發した柴禹錫は、太宗の晉邸に給事していた所謂藩邸の舊僚であつた。このことは、皇子とその周圍の連中との利害關係が一致していた實情を示している。こうして、天子の藩邸の舊僚が厚遇され、宰相以下諸々の職務に就任するようになった。

かくして、士大夫官僚の昇進には、天子との個人的關係が重大な作用をしていることが明らかになつた。この士大夫官僚と天子との個人的關係が存在することは、その裏に皇帝權の強化と近世的體制の確立という方向があつたと考えられる。個人的關係による任用は、他の勢力に牽制されたり、制肘されたりしない、完全に天子個人の意志によつて行われている。その結果、天子が自分の爲に盡力してくれた者や、藩邸以來苦樂を共にしてきた者を重用するのは當然なことである。これは、必ずしも建儲の議などに義理

や負擔を感じて進用したのではなからう。これら天子個人の自由意志による任用は、人事權の掌握であり、絶對君主權の強化である。そして、これは一つの近世的支配體制の誕生と形成を意味するものに他ならないと考えられる。

### おわりに

ここで、一見矛盾する二つの事柄について解釋を下しておきたい。それは、昇進過程の存在と、天子の自由意志による任用との問題である。

前節で述べた如く、さきの宰相達の中には、天子との個人的關係によつて昇進した者がかなり見られた。そこで、これらの宰相の昇進のいきさつを、再び考えてみたい。

まず、宋琪は五代の時契丹の行った科擧に及第したのであるから、出世には不利な條件を持っていて、その經歷も大したものではない。また畢士安は進士及第であるけれども、初任官は京官にはなれず選人になつた。張士遜は進士乙科及第で選人の最下階の主簿になつた。これら三人は、それぞれの初期の經歷には、將來を約束するような形跡は見當らない。しかし、のちに開封府關係の職務に就いて、

東宮と密接な関係を持つようになった。やがて、藩邸の舊僚という天子との個人的關係の力で、エスカレーター式昇進過程の上に乗せられて宰相になったのである。また、晏殊は、進士出身を恩賜された。このことは、他の進士及第者に比べて、出世の條件として不利である。だから、昇王府記室參軍となつて、仁宗との個人的關係がつくられてゐる。同様に、賈昌朝も賜同進士出身で、初期の經歷は決して昇進に有利ではなかつた。そこで、昌朝は仁宗に寵愛された温成皇后張氏の養母で、勢力の有る同族の賈夫人の力添えを得ている。その結果、この二人は、昇進過程の中に組み入れられたのである。

王欽若は南人ということで、幾度も昇進過程から脱落し、そのたびに、別の昇進過程にうつっている。これは、眞宗が皇太子であつた時、王欽若がその地位を擁護した爲である。また、陳執中は、父の蔭で仕官し、年若く、地位が低い時に、仁宗を皇太子に立てることを請うた。そして、この爲に、昇進過程の中に置かれることになつた。

張齊賢に至つては、科擧の時から、すでに天子との個人的關係によつて優遇され、昇進過程の第一級のところに配

置されている。李沆・李迪の場合は、何かの事件で昇進過程から脱落すると、東宮の舊僚という理由で、再び昇進過程へ組み入れられている。要するに、天子との個人的關係による任用というのは、天子が譴意的に、或る人物を、或る昇進過程の然るべき地點に据え付けることである。特に官僚としての出身狀況が劣悪な者の場合は、普通には求め得べくもない優等な昇進過程に乗ることになるのである。

本稿は、宋初の官僚を近世的士大夫官僚の根源と見なし、かれらの達し得る最高の地位、宰相について考察して來た。最初に、宋初の官僚は、六朝以來の傳統的貴族集團とは別個の階層から出た者が主流を占めていることを確認した。次いで、宰相となる昇進過程に中書省系・樞密院系の二系統が存在したことを明らかにした。そして、このような昇進過程に乗るには二つの方法があつた。一は、科擧に優秀な成績を収めて、然るべき昇進過程に入れられることであり、二は、天子との個人的關係の力によつて、昇進過程の中に組み入れられることであつた。

なお、官僚の昇進過程に、二つの道があつたことは、それぞれ系統の宰相に少なからず影響しているものと思わ

れる。趙普と盧多遜との争いや、寇準と丁謂との争いは、或いは、このような角度からも説明しようと考えられる。同様に、以後の朋黨の争いも解釋できるかも知れない。しかし、これらの問題はさらに詳細な検討が必要である。また、宰相についても、單に父祖に限らず子孫の系譜的考察や、官界における姻戚關係など、多くの問題が残されている。これらの解決と共に、さらに對象の範圍を広げることによって、士大夫官僚の政治史的、社會史的研究が進むものと考ええる。最後に、本稿をまとめるに際し、様々に御指導を頂いたがたに對し、厚く感謝を申し上げると共に、本稿に對しての御叱正を乞う次第である。

## 註

- ① 宰相について文獻通考職官考三の宰相の條に  
宋承唐制、以同平章事爲宰相之職（中略）參知政事掌副宰相、毗大政、參庶務（中略）親王樞密守節度兼中書令侍中同平章事者、謂之使相、不預政事。（下略）と記されている。
- ② 宋代の士大夫官僚の淵源に關しては、すでに青山定雄氏が、五代宋に於ける江西の新興官僚（和田博士還曆記念東洋史論叢）、五代宋における福建の新興官僚について一特に系譜を

中心にして（中央大學文學部紀要史學科七）、宋代における四川官僚の系譜についての一考察（和田博士古稀記念東洋史論叢）の三篇を發表されている。

- ③ 墓誌銘・神道碑等の史料は第一表最下段に記載してある。その他、晏殊については、清水茂氏「北宋名人の姻戚關係―晏殊と歐陽脩をめぐる人々―」（東洋史研究二〇卷三號）を、また、丁謂については、吉岡義信氏「北宋初期南人官僚の進出―特に王欽若・丁謂の場合―」（鈴峰女子短期大學研究集報二）を參考させて頂いた。

- ④ 第一表の宰相の順位は、最初の就任時期によった。ここでは范質から沈義倫までの六人は太祖朝の宰相であり、趙普から呂端までの九人は太宗朝の宰相である。従って、趙普・薛居正・沈義倫は、太祖太宗兩朝で宰相であった。呂蒙正から馮拯までの十二名は眞宗朝の宰相であるから、ここでも、呂蒙正・張齊賢・呂端は太宗眞宗兩朝の宰相であった。王欽若から曾公亮までの二十三名は仁宗朝の宰相である。従って、王欽若以下、李迪・丁謂・馮拯は眞宗仁宗兩朝の宰相であった。英宗朝の宰相は韓琦・曾公亮であるが、二人は共に仁宗朝でも宰相であった。
- ⑤ 沈義倫は太宗の諱を避けて沈倫と改名しているが、本稿では元名を使用する。

- ⑥ このような唐から宋の地方官については、宮崎市定氏「宋代州縣制度の由來とその特色―特に衙前の變遷について―」（アジア史研究四）を參考。

- ⑦ いうまでもなく、ここには實際に唐朝に任官していた者の

他、時間的に唐代に任官していたと推定されるものも含んでいる。呂蒙正の曾祖呂誦などがこれに該当する。また、以下の歴朝の考察にも同様の推定を行なっている。

- ⑧ 馮拯の父については二説ある。すなわち、宋史卷二八五馮拯傳には

父俊事漢湘陰公劉贊。贊死。俊與從行千餘人、繫侍衛獄。周太祖出之、授檢校太子賓客、戍安遠軍駁馬鎮。辭不行。因徙居河陽。拯以書生謁趙普。普奇其狀。

とあるが、涑水記聞卷六には

馮拯河南人。其父爲趙韓王守第舍。拯年少。時韓王見之間此爲誰。其父對曰、某男也。韓王奇其狀貌曰、此子何不使之讀書。其父遂使之就學。(下略)

と見え、また、東軒筆錄卷二にも

馮拯之父、爲中令趙普家內知。內知蓋勾當本宅事者也。一日中令下簾獨坐。拯方十餘歲、彈雀於簾前。中令熟視之、召坐與語。其父遽至、惶恐謝過。中令曰、吾視汝之子、乃至貴人也。(下略)

とある。本稿では、成立時期の遅い宋史よりも、司馬光や魏泰の説を採って馮拯の父は趙普の家の用人であったとしておく。

- ⑨ 畢士安には傍系の六世の祖に誠がいる。この畢誠は唐懿宗の宰相であった。舊唐書卷一七七、新唐書卷一八三に畢誠の列傳がある。

- ⑩ 畢士安の十世の祖憬は司衛少卿・許州刺史であり、その子の九世の祖構は戸部尚書であったといわれる。従って、一應こ

こでは、構を以て畢士安の祖先としておきたい。

- ⑪ 唐代貴族官僚の復活という言葉は、青山氏が前掲論文中で使われている。

- ⑫ 韓琦には御史中丞になった五世祖の上に八世祖まで系譜が明らかである。しかし、ここではそれらには觸れないことにする。

- ⑬ 宋庠と韓琦の家系に見られる系譜の起伏は、唐から宋へ連続した家系の多くの場合に見られるものと考ええる。後日、さらに詳細な検討を加えてみたい。

- ⑭ 呂蒙正と呂夷簡は同一の父祖から出ているが、一應、數としては別々に考えて二人としておく。

- ⑮ 樂全集卷三六、李迪の神道碑。

- ⑯ この史料を長編で求めると、卷七六大中祥符四年八月丙辰、卷一〇六天聖六年八月乙酉、卷三二五元豐五年夏四月甲戌などの條に見えるが、他は該当する年月日の條には見當らない。太祖朝の宰相のことであるから、ここで言う科擧とは、五代に行われたものを指す。五代の科擧については、五代會要卷二

二進士の條などに史料がまとめられている。これによれば、一見混亂していたように考えられる五代にも科擧が随分盛んに行われていたことがわかるのである。また、本文でも断りなしに述べたが、五代の地方政權、例えば吳や南唐などでも科擧が行われていた。

- ⑰ 宮崎市定氏「科擧」(秋田屋)。周藤吉之氏「宋代官僚制と大土地所有」(社會構成史大系所収)。

- ⑱ ここで、以下本節で考察する昇進過程について、若干の補足

説明をしておきたい。それは、中書省と樞密院についてである。

中書省は、宋代における中央機関の筆頭である。これは、唐代の中書省と門下省を併せたもので、その長官を同中書門下平章事（略して、同平章事という）と稱せられるように、本来は中書門下と呼ぶべきであるが、普通には中書とのみ稱せられている。長官の同平章事は、宰相とも稱せられ、官僚の筆頭である。宰相の下には執政と稱せられる參知政事があり、宰相を補佐しており、副宰相に相當する。

- ⑲ 樞密院は、唐の六典には載せられていない機関で唐代には天子と中央政府との間に在って、實權は宦官が握っていた。五代には、宦官の手を離れて、軍政擔當の機關に發展し、宋に及んで、民政擔當の中書と共に、中央政治を二分し、この二つを併せて兩府と稱するようになった。樞密院の長官は樞密使で、參知政事と共に執政と呼ばれ、國政に參與した。第四表について、若干説明を加えておきたい。

宰相の順序は第一表と同じである。官職歴はあくまで略歴であり、しかも「官」歴はかなり大巾に削った。唯、呂蒙正の場合には、省略は一切行っていない。

年月の欄で、祥符は大中祥符の略、興國は太平興國の略であり、「興國3・12」は太平興國三年十二月を示す。年月は略歴欄の最初の官職の就任時期を示し、一角の空白以下の官職は上段の年月に就任したものでない。

- ⑳ 石林燕語卷五に

樞密院既專總兵柄。宰相非兼領、殆不復預聞。慶曆初。元

昊用兵。富公（弼）爲諫官。乃請、宰相如故事兼院事。時呂文靖（夷簡）爲宰相不兼。富公爭之力。遂兼樞密使。八年。文潞公（彥博）自參知政事相。始不帶兼使。於是。皇祐初。宋苜公（庠）・龐穎公（籍）相。皆不兼。蓋元昊已納款故也。

とあって、軍事問題が起つてから宰相が樞密使を兼ねている。

- ㉑ 吉岡義信氏前掲論文（註③）

科擧における成績に關しては、宮崎市定氏「科擧」（秋田屋）一四六頁以下に、清代のことではあるが、詳述されている。

- ㉒ 宋初の官職を表わすものに、空名である「官」と實職を示す「差遣」とがある。「官」というのは、唐令や六典に見える官名で、宋初の官制では、品官即ち階を示すと共に、それに相應する祿即ち俸給を表わす爲に用いられた。従つて、有名無實な官名であり、單に俸給を示しているにすぎないから「寄祿官」と呼ばれる。この「官」は、大體年功によつて、規定順序に依つて昇進して行つた。

「差遣」とは、實際に取り行つている職務を示す名で、君主の意向によつて自由に拔擢や左遷などの配置轉換が行われ得た。

- ㉓ 梁適は、科擧に合格する以前に恩蔭で仕官し、途中で進士に及第した。従つて、進士及第とは言つても、第八表の「進士及第」の十二人とは出身状況が異つている。それで不由科擧の欄に入れて、「進士及第」のグループから除外する。

- ㉔ このような宋代官僚制の詳細は、宮崎市定氏「宋代官制序説——宋史職官志をいかに讀むべきか——」（佐伯富編宋史職官志

索引所収)を参照させて頂いた。なお、この他、一断っていないけれども、本稿の多くの所で利用させて頂いた。併せて、この場で感謝したい。

⑲ 制科は、普通の科擧では選り出せないような特別な才能ある者を拔擢する爲に設けられたもので、天子の詔で不定期に行なわれた。漢代の賢良方正等の科の後身と言われるが、多くの科があった。詳細は、文獻通考選舉考などの他、宮崎市定氏「科擧」(秋田屋)一八七頁以下に見える。

⑳ 館職と一般的に呼ばれているものは、嚴密に言えば、「職」と「館職」とに分れる。宰相が與えられる觀文殿大學士など大學士以下多くの館職があるが、大學士から待制までは、「職」と稱せられ、他の官を有する者が帶するのである。修撰以下直館や直院に至るまでは「館職」と呼ばれ、先の「職」より地位は下がるのである。これらの館職は、それ自體の職務を有することは稀で、むしろ將來の重用を約束する一種の資格を示すような性質を持っていた。

㉑ 長編卷三八至道元年八月癸巳の條。

㉒ 長編卷八五大中祥符八年十二月辛卯の條に

以皇子慶國公受益、爲忠正軍節度使兼侍中。封壽春郡王。とあり、次いで翌月には長編卷八六大中祥符九年春正月壬申の條に

以工部郎中張士遜、爲戶部郎中直昭文館。(中略)並充壽春郡王友。

と記されている。さらに、仁宗は天禧二年二月丁卯(長編卷九一)に昇王となつてゐるが、張士遜も同年同月戊辰に昇王

府諮議參軍となつてゐるし、また仁宗が皇太子になつたのは天禧二年八月甲辰(長編卷九二)で張士遜が太子右庶子になつたのは同年同月庚戌のことである。

㉓ 長編卷一〇六天聖六年三月壬子の條。

㉔ 晏殊は、天禧二年二月戊辰に昇王府記室參軍になり(長編卷九一)、天禧二年八月庚戌に太子舍人となり(長編卷九二)、天禧四年十一月乙丑に太子左庶子になつた(長編卷九六)。

仁宗の進位については、註㉔參照。

㉕ 華陽集卷三七梁莊肅公適墓誌銘に

入内都知王守忠。以老疾方求爲眞節度使。公謂他宰相曰。内臣無除眞刺史者。況眞節度乎。仁宗念東宮舊臣獨守忠在。已許之。

とあり、また、長編卷一九太平興國三年三月戊申の條には、陳從信・程德元ら十一名の進官を記した後、

自從信而下、皆掌給事藩邸。以舊恩進用也。

とあり、東宮舊臣・藩邸舊僚が巾廣く優遇されている。

㉖ 註①參照。

㉗ 長編卷一七一皇祐三年十月庚子の條。

㉘ 長編卷一七〇皇祐三年二月戊申及び同じく三月己未の條。

㉙ 周懷政の事件は、長編卷九六天禧四年七月甲戌の條に詳しい。陳執中が建儲の議を奏上して眞宗に認められた事情は樂全集卷三七の陳執中の神道碑に詳しい。また、劾奏されたことは、

宋史本傳、東都事略や長編卷一六七皇祐元年八月壬戌の條に見える。

㉚ 宋史卷二六八柴禹錫傳。